

令和3年度包括外部監査結果に基づく措置の状況
市税の賦課徴収に関すること、徴収事務の執行について

対応区分 「措置済」 措置が完了したもの又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの
「対応中」 具体的な対応方針・内容について検討中であるもの
「不措置」 措置する必要がなくなったもの、合理的な理由により対応しないもの、市としては適切な処理であると認識しているもの又は措置不能なもの等措置を講じないことを決定したもの

頁	区分	項目	指摘事項・意見（抜粋）	担当部署（所管課）	対応区分	措置状況・理由
87	指摘1	第4章 監査の意見と結果（各論） Ⅲ 固定資産税・都市計画税 (1) 土地評価の合規性・正確性	異動があり評価を見直した土地について、間口距離があるにもかかわらず0と入力されているものがあつた。これはシステム上の不具合を回避するためだが、システム上の不具合を事実と異なる値を入力することにより補うというのは、副次的な問題を生じるおそれがあることから、何らかのシステム改善をすべきである。	資産税課	対応中	奥行長大補正は、奥行距離と間口距離の割合から自動的に入力される仕組みとなっていますが、土地の形状から奥行長大補正を適用すべきでない場合には、間口距離を0と入力し、間口狭小補正率は直接入力することで適正な評価額の算出はできています。 システムの改修には多大な費用を要し、令和7年度より新システムへの移行を予定しているため、新システム移行時に検討します。
88	指摘2	第4章 監査の意見と結果（各論） Ⅲ 固定資産税・都市計画税 (2) 家屋評価の合規性・正確性	木造（非木造）家屋評点基準表の標準評点数に所要の補正を行ったにもかかわらず、調査表にその理由の記載が漏れているものがあつた。家屋評点基準表の標準評点数に再建築費評点基準表の補正を行った場合は、その理由を調査表へ記載することを徹底されたい。	資産税課	措置済	家屋の評価に用いた家屋評点基準表の標準評点数に所要の補正を行った場合には、家屋見取図にその理由を必ず記載するよう家屋係全員に指示するとともに決裁時においても補正理由の記載の確認を改めて徹底しています。 また、入力時には、所要の補正を用いた場合、注意喚起メッセージを表示するようシステムを改修しました。
90	指摘3	第4章 監査の意見と結果（各論） Ⅲ 固定資産税・都市計画税 (6) 路線価評価	路線価比準表に規定する評価条件以外の要因により路線価評価額を調整する場合には、その内容を路線調書のメモ欄に記載しているようになっているが、開示用の書式では一部の路線でメモ欄が空欄のものが散見された。適切な情報公開のためにも開示用資料への調整内容の記載を徹底すべきである。	資産税課	対応中	新規に作成する路線はメモ欄の入力を改めて徹底し、既存の路線で未入力の場合は順次入力を行っています。また、未入力のもの抽出する機能をシステムに搭載し、随時チェックできるようにすることを業者と検討しています。
183	指摘4	第4章 監査の意見と結果（各論） X 滞納整理事務 (2) 各税目の滞納額上位5名に対する対応状況について	債務の経緯と累積期間、滞納金額から見ると可能な限り差押え等の債権の保全措置を行うべき事案が認められる。コロナ化の影響で再び膠着しているようであるが、今後早期に折衝を再開し、債権保全措置等に向けて対応すべきである。	納税課	対応中	手形による納付受託により、債権の一部について債権保全措置を行いました。今後も引き続き折衝を重ね、滞納市税を確実に徴収できるよう、債権全額の保全措置を可能な限り行う方針です。
183	指摘5	第4章 監査の意見と結果（各論） X 滞納整理事務 (2) 各税目の滞納額上位5名に対する対応状況について	債権の保全に関して、非常に高額な滞納金額でありながら、債務の承認（時効中断措置）が口頭でなされている事案が認められた。債務の承認については時効の中断という重要な手続きであるため、例外を認めず滞納整理の基準に基づき書面によってなされるべきである。	納税課	措置済	債務の承認の手続きとして、「未納の市税債務の承認及び納付確約書」を書面により徴取しました。

（公表日：令和4年7月28日 通知日：令和4年7月11日 法第18号）